

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約580人のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwCのグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属するPwC各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwCは、世界153カ国に155,000人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

このニュースレターは、概略的な内容をご紹介する目的で作成しており、この情報が個々のケースにそのまま適用できるとは限りません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、税理士法人プライスウォーターハウスクーパースの担当者にお問い合わせください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2009 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

地方法人特別税の創設

2008 年度税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税および地方法人特別譲与税が創設されました。

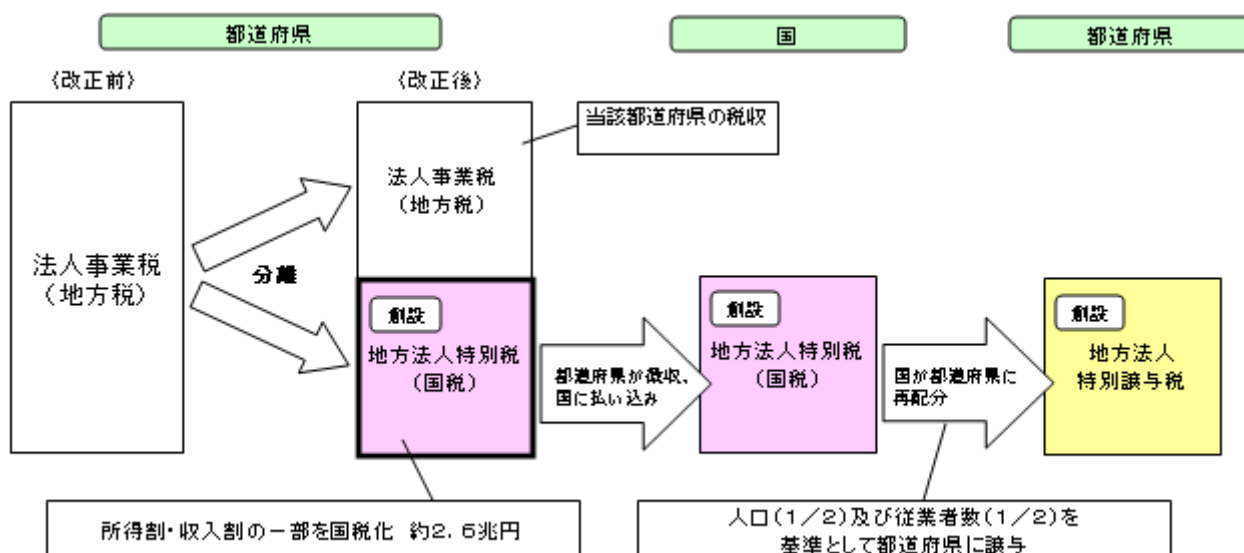
法人事業税の所得割・収入割の標準税率を引き下げて法人事業税の約半分に当たる 2.6 兆円を分離し、国税である地方法人特別税を創設して、その税収を各都道府県に再配分することで、地方間の税収偏在を是正を目的としています。

1. 制度の趣旨
2. 法人事業税の改正および地方法人特別税の創設
 - (1) 適用時期
 - (2) 地方法人特別税の対象法人
 - (3) 納付税額
 - (4) 法人事業税の税率比較
 - (5) 実効税率
 - (6) 損金算入の可否
 - (7) 中間申告
3. 地方法人特別譲与税の創設

1. 制度の趣旨

2008 年度税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税が創設されました。

2008 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人事業税とあわせて地方法人特別税の申告・納付が必要となります(法附則 1)。



(東京都主税局 HP より引用)

2. 法人事業税の改正および地方法人特別税の創設

(1) 適用時期

2008 年 10 月 1 日以後開始する事業年度にかかわる法人事業税および同日以後の解散(合併による解散を除く)による清算所得(清算事業年度予納申告を含む)にかかわる法人事業税に適用されず(法附則 1)。

(2) 地方法人特別税の対象法人

法人事業税の申告納付義務のある法人が対象となります(法 6)。

(3) 納付税額

地方法人特別税の課税標準

所得金額または収入金額 × 法人事業税の税率(標準税率(注 1))

= 基準法人所得割額または基準法人収入割額

(注 1) 法人事業税で超過税率が適用されている場合は、標準税率で計算します(法 3 五)。

地方法人特別税

基準法人所得割額または基準法人収入割額 × 地方法人特別税の税率 = 地方法人特別税額(法 8、9)

< 地方法人特別税の税率表 > (法 9)

課税標準	法人の種類	税率
基準法人所得割額	外形標準課税法人	148%
	外形標準課税法人以外の法人	81%
基準法人収入割額	-	81%

納付税額

法人事業税、地方法人特別税のいずれも都道府県に納付します(法 12)。

したがって、国税部分である地方法人特別税を納税者が国に納付することはありません。

(4) 法人事業税の税率比較

外形標準課税適用法人(東京都の場合)

法人事業税		2008年10月1日以後 に開始する事業年度		2008年10月1日以前 に開始する事業年度		
法人の種類	所得の区分	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	
資本金の額 (または出 資金の額) が1億円超 の普通法人	所得割	年所得 400 万円以下の金額	(1.5%) (3)	1.69%	-	3.99%
		年所得 400 万円を超え年 800 万円以下の金額	(2.2%) (3)	2.475%	-	5.775%
		年所得 800 万円を超える金額 軽減税率不適用法人(1)または清算所得(2)	(2.9%) (3)	3.26%	-	7.56%
	付加価値割(4)	-	0.504%	-	0.504%	
	資本割(4)	-	0.21%	-	0.21%	

外形標準課税適用法人以外の法人(東京都の場合)

法人事業税			2008年10月1日以後 に開始する事業年度		2008年10月1日以前 に開始する事業年度		
区分	法人の種類	所得の区分	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	
所得・清算 所得を課税 標準とする 法人	一般法人、公益 法人等、人格の ない社団や財 団など	所得割	年所得 400 万円以下の金額	2.7%	2.95%	5.0%	5.25%
			年所得 400 万円を超え年 800 万円以下の金額	4.0%	4.365%	7.3%	7.665%
			年所得 800 万円を超える金額 軽減税率不適用法人(1)	5.3%	5.78%	9.6%	10.08%
			清算所得(2)	(5.3%) (3)	5.78%	-	10.08%
	特別法人(農業 協同組合、信用 金庫、医療法人 など)	所得割	年所得 400 万円以下の金額	2.7%	2.95%	5.0%	5.25%
			年所得 400 万円を超える金額 軽減税率不適用法人(1)	3.6%	3.93%	6.6%	6.93%
			清算所得(2)	(3.6%) (3)	3.93%	-	6.93%
収入金額を 課税標準と する法人	電気・ガス供給 業、または保険 業を行う法人	収入割	0.7%	0.765%	1.3%	1.365%	

(1) 軽減税率不適用法人とは、3 以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人で、資本金の額(または出資金の額)が 1,000 万円以上の法人をいいます。

(2) 2008 年 10 月 1 日以後の解散(合併による解散を除く)による清算所得について適用します。

(3) ()内の税率は、東京都では法人事業税への適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に使用します。

(4) 付加価値割分・資本割分については、変更はありません。

(5) 実効税率

今回の改正について、法人事業税のうち所得割および収入割の税率を引下げ、引下げ後の法人事業税と地方
法人特別税を合わせた税負担が現行の法人事業税の負担と等しくなるように地方法人特別税の税率が設定さ
れているため、実効税率への影響はありません。

(6) 損金算入の可否

地方法人特別税は、法人税の所得の計算上損金の額に算入しないもの(法人税法第 38 条)に含まれていない
ため、申告書を提出した日の属する事業年度の損金の額に算入されます。

また、具体的な処理は、法人税申告書別表五(二)「租税公課の納付状況等に関する明細書」の「事業税」欄に、
地方法人特別税との合計額を記載することとされています。

(7) 中間申告

事業年度が 6 カ月を超える法人は中間申告(予定申告・仮決算による申告)が必要です(法 11、12)。(注)

ただし、2008 年 10 月 1 日以後開始する最初の事業年度にかかわる予定申告に限り、前事業年度の地方法人
特別税額がないため、以下の経過措置が設けられています。

< 経過措置 >

法人事業税

前事業年度の法人事業税額 × 3.3/12 (法附則 3)

地方法人特別税

前事業年度の法人事業税額 × 2.7/12 (法令附則 2)

1. 前事業年度の法人事業税額を計算の基礎とします。
2. 外形標準課税法人の場合、所得割、付加価値割、資本割の合計額となります。

< 次年度以降 >

法人事業税

前事業年度の法人事業税額 × 6/12

地方法人特別税

前事業年度の地方法人特別税額 × 6/12

(注) 次の法人は、法人事業税および地方法人特別税の中間申告義務がありません。

- 1) 所得を課税標準とする法人(連結申告法人を除く)で法人税の中間申告義務がない法人
- 2) 所得を課税標準とする連結申告法人で、前事業年度の連結法人税個別帰属支払額等を基準とする 6 カ
月当額が 10 万円以下の法人
- 3) 特別法人

3. 地方法人特別譲与税の創設

地方法人特別税の税収は、国に全額収納され、地方法人特別譲与税として人口(1/2)および従業者数(1/2)を基準
として各都道府県に譲与されます(法 33)。地方法人特別譲与税の譲与は、平成 21 年度から開始されます(法附則
2)。

上記に関してご質問がありましたら、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせ下さい。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル 15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	小野寺美恵	03-5251-2791	mie.onodera@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	荒井優美子	03-5251-2475	yumiko.arai@jp.pwc.com
マネージャー	島田洋子	03-5251-2024	yoko.shimada@jp.pwc.com